

地域密着型サービス事業所の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型通所介護事業者から指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により下記のとおり告示します。

令和8年6月1日

杉並区長 岸本 聡子

記

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| 1 事業者名   | 株式会社ヤクモケアポート    |
| 2 事業所名   | ケアポート上高井戸       |
| 3 所在地    | 杉並区上高井戸二丁目2番30号 |
| 4 廃止年月日  | 令和8年5月31日       |
| 5 サービス種別 | 地域密着型通所介護       |